

松崎町地域防災計画

原子力災害対策編

平成28年3月修正
松崎町防災会議

目 次

VII 原子力災害対策計画

第1章 総 則.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲.....	2
第2章 原子力災害事前対策.....	3
第1節 情報の収集・連絡体制の整備.....	3
第2節 住民等への的確な情報伝達体制の整備.....	3
第3節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発.....	4
第3章 緊急事態応急対策.....	5
第1節 活動体制の確立.....	5
第2節 情報の収集・連絡・緊急連絡体制.....	9
第3節 屋内退避.....	10
第4節 安定ヨウ素剤.....	10
第5節 広域避難者の受入れ.....	10
第6節 住民等への的確な情報伝達活動.....	10

VII 原子力災害対策計画

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）」及び「原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）」に基づき、中部電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）浜岡原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）の原子炉の運転により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、町、県及び防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、町民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。



第2節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。

1 予防的防護措置を準備する区域

(PAZ : Precautionary Action Zone)

原子力発電所より概ね半径 5 k m の範囲

急速に進展する事故においても放射性被ばくによる確定的影響等を回避するため、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

2 緊急時防護措置を準備する区域

(UPZ : Urgent Protective action planning Zone)

原子力発電所より概ね半径 30 k m の範囲

確定的影響のリスクを最小限に抑えるため、緊急時防護措置を準備する区域

3 プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域

(PPA : Plume Protection Planning Area)

原子力発電所より概ね半径 30 k m の圏外

UPZ 外においても、プルーム^{※1} 通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定され、UPZ の目安である 30 k m の範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。

※1 気体状又は粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団

なお、松崎町は原子力発電所より約 60 k m の距離に位置しており、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域外となるが、上記の PPA で示されるように、30 k m 圏外であっても、自然環境の影響により、放射性プルームが到達し、防護措置が必要となる場合があることから、状況に応じた原子力災害対策を実施するものとする。

また、PAZ 及び UPZ 内の住民の広域避難の受入れ体制の整備についても行うものとする。

第2章 原子力災害事前対策

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

町は、原子力災害に対する防護措置や被災自治体の避難者の受入れ先となることに備えて、県及び防災関係機関と連携して、原子力災害に関する情報の収集及び伝達を円滑に行うため、専用回線等による電話、ファクシミリ及び同時通報用無線等の通信連絡設備の整備に努め、通信連絡体制の充実強化を図る。

1 通信手段の確保

町は、県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所の状況把握や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、あらかじめ緊急時通信連絡網に諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について、習熟しておく。

- (1) 県との専用回線網の整備
- (2) 町防災行政無線の確保・活用
- (3) 災害時優先電話等の活用
- (4) 保守点検の実施

第2節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 情報伝達内容の整理

町は、緊急時において、住民等に提供すべき情報について、分かりやすく正確で具体的な内容を伝達するため、同時通報用無線、広報車等の広報設備、広報機器、インターネットによる情報提供環境等の整備を図るとともに、新聞、テレビ、ラジオ等報道機関の協力体制及び情報伝達に関する責任者及び実施者をあらかじめ定めるなど、必要な体制を整備する。

2 複合災害における情報伝達体制の確保

町は、地震や津波等との複合災害における情報伝達手段を確保するとともに、被災者の危険回避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を常に伝達できるよう、その体制及び町防災行政無線、広報車等の施設、装備の充実を図るものとする。

3 住民相談窓口の設置等

町は、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

4 要配慮者への情報伝達

町は、原子力災害の特殊性に鑑み、県と連携し、傷病者、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

5 観光客等への情報伝達

町は、観光客等、町を訪れている方に対しては、観光施設等と連携し、観光地に設置されている放送設備等を活用した情報提供など、必要な対応がとれる体制を整備する。

第3節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発

町は、国、県、防災関係機関及び中部電力と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について、講習会の開催、パンフレットなどの配布及びインターネットにおける情報発信等の手段による広報活動を実施する。

なお、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者へ十分配慮することにより、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努める。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること**
- 2 原子力施設の概要に関すること**
- 3 原子力災害とその特性に関すること**
- 4 放射線による健康への影響、放射線防護に関すること**
- 5 緊急時に町が講じる対策の内容に関すること**
- 6 要配慮者等への支援に関すること**
- 7 緊急時に住民等がとるべき行動**
- 8 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること**

第3章 緊急事態応急対策

第1節 活動体制の確立

町は、緊急事態において、速やかに原子力災害対策本部等の組織の編制や要員の確保等を行い、初動体制を確立する。

1 配備体制表

配備基準	体制	対応職員
県から警戒事象 ^{※1} 発生のお知らせを受けた場合	警戒本部の設置準備体制	総務課消防防災係
県から特定事象 ^{※2} の通報を受けた場合	警戒本部体制	総務課消防防災係 係長以上の職員
内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言 ^{※3} を発出した場合	災害対策本部設置体制	全職員

※1：警戒事象とは、原災法第10条に基づく通報事象に発展する可能性がある事故・故障若しくはそれに準ずる事故・故障であって原子力規制庁が判断する事象をいう。

※2：特定事象とは、原災法第10条第1項前段の規定により、原子力防災管理者（発電所長）が県災害対策本部長（知事）等に通報を行うべき事象をいう。

※3：原子力緊急事態宣言とは、原災法第15条第2項の規定により、内閣総理大臣が原子力緊急事態を発出する宣言をいう。

2 町職員の動員方法

(1) 勤務時間内

職員は、動員指令により動員体制及び設置基準等に基づき、あらかじめ定められた所属等につき、必要な任務を遂行する。

(2) 勤務時間外

職員は、テレビ、ラジオ情報等により、原子力災害が発生したことを知ったときは、動員体制及び設置基準等に基づいて自動参集し、あらかじめ定められた任務を遂行する。

3 町の活動体制

(1) 災害対策本部等の設置

町長は、緊急時において、災害応急対策活動を行うために、「1 配備体制表」に従い、以下の体制をとる。

ア 警戒本部の設置準備体制

イ 警戒本部体制

ウ 災害対策本部体制

(2) 警戒本部の設置準備体制等

ア 警戒本部の設置準備体制

町は、県から警戒事象発生のお知らせを受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、県及び関係機関と緊密な連携を図りつつ、必要に応じ警戒本部を設置できるよう警戒体制をとるものとする。

イ 警戒本部の設置準備体制の解除

警戒本部の設置準備体制の解除は、概ね次の基準によるものとする。

(ア) 町長が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策の必要がなくなったと認めたとき。

(イ) 警戒本部が設置されたとき。

(3) 警戒本部体制等

ア 警戒本部の設置

町は、特定事象発生のお知らせを受けた場合、町長を本部長とする警戒本部を環境改善センター大会議室に設置する。

イ 県への連絡

町は、警戒本部を設置又は廃止したときは、その旨を県へ連絡する。

ウ 警戒本部の廃止

警戒本部の廃止は、概ね次の基準によるものとする。

(ア) 警戒本部長が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策の必要がなくなったと認めたとき。

(イ) 災害対策本部が設置されたとき。

(4) 災害対策本部体制等

ア 災害対策本部の設置

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は町長が必要と認めた場合は、町長を本部長とする災害対策本部を環境改善センター大会議室に設置する。

イ 県への連絡

町は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を県へ連絡する。

ウ 県に対する要請

町は、災害応急対策の円滑な実施を図るために必要と認める場合は、県に対してSPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）情報の送付を要請する。

エ 災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は、概ね次の基準によるものとする。

(ア) 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

(イ) 災害対策本部長が、原子力発電所の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

4 避難等の判断基準

避難等は、原子力災害対策指針（原子力規制委員会、平成27年8月26日全部改正）に基づき、発電所の状況や放射線測定値等により国が判断し、国、県、避難元市町、事業者等が連携し実施する。

避難等（避難、一時移転、屋内退避）の判断基準と内容

判断基準		避難等の内容	
		PAZ	UPZ
EAL ※1 に基づく 避難等	警戒宣言 例) 震度6弱以上の地震	施設敷地緊急事態要避難者の避難準備	—
	施設敷地緊急事態 (特定事象通報時(原災法10条)) 例) 全交流電源喪失	施設敷地緊急事態要避難者の避難実施 住民等※3の避難準備	住民等の屋内退避準備
	全面緊急事態 (原子力緊急事態宣言発令時(原災法15条)) 例) 原子炉を冷却する全ての機能喪失	住民等の避難実施	住民等の屋内退避
OIL ※2 に基づく 避難等	OIL1 500 μ Sv/h 超過 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	—	基準に該当した区域の住民等の避難(数時間内を目途に区域を特定し、速やかに(1日を目安)避難を実施)
	OIL2 20 μ Sv/h 超過 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	—	基準に該当した区域の住民等の一時移転(1日以内を目途に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施)

※1 EAL：原子力施設の状態等に基づく緊急時活動レベル

※2 OIL：空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の計測可能な値で表される運用上の介入レベル

※3 住民等：当該区域の住民及び旅行者など当該区域に存在するすべての人

(参考) 原子力災害対策指針における避難、一時移転、屋内退避の考え方

(避難、一時移転)

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。

このうち、避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。避難所等については、事前にモニタリングにより汚染の状況を確認するとともに、そこに移動してきた住民等の内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減等の観点から、避難退域時検査とその結果に応じて簡易除染等を行うことが必要である。

(屋内退避)

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

具体的な屋内退避の措置は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて、以下のとおり講じるべきである。

- ・ P A Zにおいては、全面緊急事態に至った時点で、原則として避難を実施するが、避難よりも屋内退避が優先される場合に実施する必要がある。
- ・ U P Zにおいては、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならない。
- ・ U P Z外においては、U P Z内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

上記の屋内退避の実施に当たっては、プルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うことになる。特に住民等が避難すべき区域においてやむを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供しなければならない。

第2節 情報の収集・連絡・緊急連絡体制

1 特定事象等（警戒事象及び特定事象）発生時の連絡

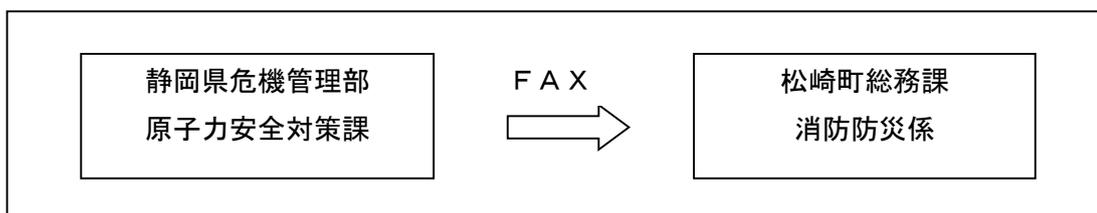
(1) 町の通報連絡

町長は、県から警戒事象の発生について通報を受けた場合は、発電所の状況等の確認及び町長が当面とるべき措置についての指示を要請する。

(2) 県の通報連絡

県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、県内の市町及び関係する指定地方公共機関に連絡する。

特定事象発生時の通報連絡体制



2 応急対策活動情報等の連絡

(1) 町

ア 県から情報を得るとともに、県から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

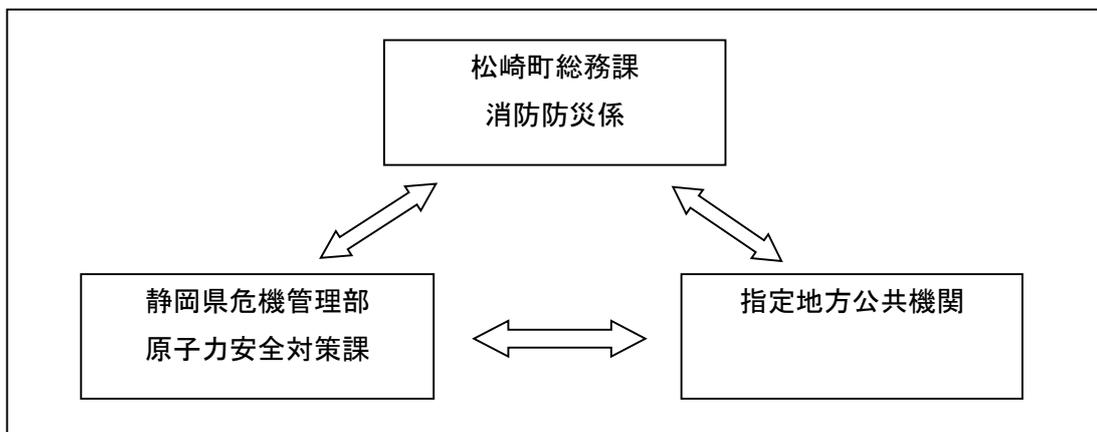
イ 指定地方公共機関との間において、県から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

(2) 県の通報連絡

ア 県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、県内の市町及び関係する指定地方公共機関に連絡する。

イ 県は、緊急時モニタリングの結果等について連絡を受けた場合は、必要に応じ、町に連絡する。

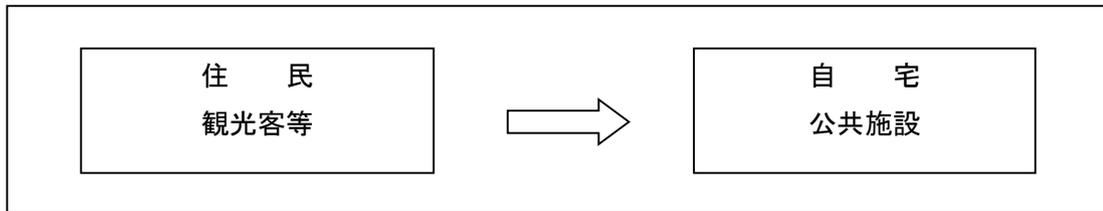
応急対策活動情報等の通報連絡体制



第3節 屋内退避

UPZ圏外においては、原子力発電所の状況悪化等に応じて、屋内退避を行う場合があるため、町長は、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、必要に応じて屋内退避のための注意喚起を行う。

屋内退避



第4節 安定ヨウ素剤

町は、原子力災害対策の防護措置として、安定ヨウ素剤の備蓄や予防服用に関しては、「原子力災害対策指針」や「安定ヨウ素剤の服用に当たって（原子力規制庁原子力防災課）」等、国が示す指針やガイドラインに従って定める。

なお、現時点においては、国の指針等ではUPZ圏外（30km圏外）における具体的な措置や基準等は定められていないため、今後、国の見直しに併せて、本町における安定ヨウ素剤の備蓄・予防服用等の体制について整備を行うものとする。

第5節 広域避難者の受入れ

町は、緊急時において町外の被災者を町指定の避難施設に受け入れ、広域避難に関する県からの支援要請又は受入れに係る手続きを円滑に行う。

なお、広域避難者受入れに関する詳細については、現在、県が作成している広域避難計画に基づき、避難施設の整備等の受入れ体制の整備を行っていくものとする。

第6節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。